

## ○糸田町議会基本条例解説

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第4条）
- 第3章 町民と議会との関係（第5条）
- 第4章 議会と行政との関係（第6条～第9条）
- 第5章 自由討議の保障（第10条）
- 第6章 議会の災害対応（第11条～第13条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条～第17条）
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条～第20条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続（第21条～第22条）
- 第10章 補則（第23条）

#### 附則

#### （前文）

糸田町議会（以下「議会」という。）は、糸田町民から選挙で選ばれた糸田町議会議員（以下「議員」という。）で構成され、同じく町民から選挙で選ばれた町長と並ぶ町民の代表機関である。二つの代表機関は、それぞれ異なる特性を活かして町民の負託に応える責任を負っており、二元代表制の実効性を高め、町民にとって最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

町民が自らの意思と責任で地域のことを決定することが地方自治の本旨であり、合議制の機関である議会は、多様な町民の意思を町政への的確に反映させる観点から町政監視と政策提言を行うとともに、公平で公正、かつ、透明な議会運営を推進する。議会は、その持つ権能を十分に駆使して、政策決定への民意の反映、議員間の活発な討議を展開し、積極的な情報の公開と発信を行う。

近年の少子高齢化による人口減少等社会情勢の変化により、議会が町民福祉の向上に果たすべき役割は、住民自治の充実を図るうえでますます重要になってきており、町長等執行機関及びその職員

(以下「町長等」という。)との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例を遵守し、実践することにより、町民に信頼され、品格と存在感のある健全な議会を目指すものである。

前文は、糸田町議会が議会基本条例を制定するにあたっての背景や基本的な考え方、議会のめざすべき方向性など、本条例の制定によって議会の権能をさらに高め、町民の負託に真摯に responding していくため、議会運営における最高規範として糸田町議会基本条例を制定し、実践することで健全な議会を目指すという決意を示しています。

#### ※二元代表制

町議会議員と町長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度です。二元代表制の特徴は、町議会と町長とが共に住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ち、互いにけん制し合いながら町政運営を行うことにあります。

#### ※地方自治の本旨

住民の意思に基づいて地方の政治行政を行う「住民自治」と、国とは別の独立した地方公共団体が、自らの判断と責任において地方の政治行政を行う「団体自治」の2つを指します。

#### ※合議制

議会のように、複数の人の合議によって審議、審査等を行う制度。合議制に対置するのが、1人をもって機関を構成する独任制（市長など）となる。

#### ※政策提言

政策研究を行うことで、その明らかになった問題について、解決するための有効な政策をまとめ発信すること。

#### ※町民福祉

この条文でいう「福祉」とは、生活保護や介護など、狭義の意味での「福祉」ではなく、広く町民生活全体を指しています。

#### ※執行機関

独自の執行権限をもち、その担任する事務について、国又は地方公共団体等の意思を自ら決定し、執行する権能を有する機関。地方公共団体の長及び教育委員会等の委員会及び委員を指す。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を果たすための基本的事項を定めることにより、町民の負託と信頼に応える議会を実現することを目的とする。

1、前文で掲げられた、議会の決意を踏まえ、これまで明文化されていなかった議会の役割など、議会に関する基本的事項を条例という形式で明確に規定し、町民の負託と信頼に応える議会の実現を目的とする事を定めています。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住する個人又は所在する法人その他団体をいう。
- (2) 町政 自治体としての糸田町の行政をいう。

1、この条例の中で用いられる言葉の意味を定めています。第1号は「町民」、第2号は「町政」の定義です。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

**第3条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会は、議員に対しこの条例の理念を周知浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後すみやかに、この条例に関する研修を行うものとする。
- (2) 公正性及び透明性を重視するとともに、町民に開かれた議会を目指す。
- (3) 町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、町民参加の機会の拡充に努める。
- (4) 町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているかを監視する。

- 2 議長は、議会を代表し、中立公正な職務執行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。議長の職務を代行する場合の副議長についても同様とする。

1、本条は、議会の基本的役割を担うため、議会が果たすための、4つの活動原則を定めています。

(1) 議会は、この条例の理念を議員間で共有し周知浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する議員研修を行うことを定めています。

(2) 公正性及び透明性を重視するために、積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すことを定めています。

(3) 議会は、あらゆる機会を通じて、町民の多様な意見を把握することに努め、町政や議会活動に反映することを定めています。

(4) 議会は、町長等が町政を適正に運営しているかを常に監視することを定めています。

2、議長及び議長の職務を代行する場合の副議長は、秩序保持権等の地方自治法上の権限を行使すること等、その地位の重要性に鑑み、議会の代表者として中立公正な立場で職務を行うことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表にふさわしい活動を行わなければならない。

(2) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動するよう努める。

1、本条は、議員の活動原則に実効性を持たせるため、2つの議員自身の活動原則を定めています。

(1) 町政全般における課題及び町民の多様な意見・要望等を的確に把握するとともに、議員としての資質向上に努め、町民から選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを定めています。

(2) 一部団体及び地域の個別事業だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

### 第3章 町民と議会との関係

#### (町民参加及び町民との連携)

**第5条** 議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的意見又は政策的識見等を審議に反映させるとともに、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 3 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。
- 4 議会は、重要な議案に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、情報の提供と共に広聴にも努めるものとする。
- 5 議会は、前4項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会を開催することができる。

1、本条は、議会活動に係る情報を積極的に町民に公開することで、町民に対する説明責任を果たすことを定めています。

2、公聴会等を活用し、専門的、政策的識見等を聴取し、議会の審議に役立てるとともに、請願及び陳情を町民からの政策に対する貴重な提案として位置付け、提出者が直接説明ができる機会を設ける事を定めています。

※公聴会制度 議会が委員会で重要な案件を審査する場合に利害関係者や学識経験者等の意見を聴くため開催する制度。人選に際しては、原則として、賛否公平に選定することを要します。公示等が必要。

※参考人制度 利害関係者等の出頭を求めて意見を聴取する制度で公聴会制度より簡易な方法で出来る。

※請願・陳情

国や市などに対して、意見や要望を述べることで、どなたでも議会に提出することができます。これらのうち、議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。

3、議会は、様々な機会を通じて、町民の関心や意見を把握して、議員の立案能力を強化し政策提案の拡大をすることを定めている。

4、議会は、本会議における各議員の議案に対する賛否の状況等を公表するなど情報提供に努めるとともに広く町民の意見や要望を聞く活動にも努めることを定めています。

5、議会は、直接町民に対して議会活動の状況を報告し、政策に関する情報を提供するとともに、町民の意見を直接聞く貴重な機会として、議会報告会を必要に応じて開催できることを定めています。

#### 第4章 議会と行政との関係 (議員と町長等との関係)

**第6条** 議会審議における議員と町長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努める。

(1) 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、議長及び委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員に質問することができる。

1、本条は、議案審議の場における議会と町長等との緊張関係の保持と議会の会議等における質疑応答等について定めています。

(1) 審議の際には、町民に対して、町政上の課題とそれについての論点及び争点を明確にするため、本会議における質疑応答を一問一答方式で行うことを定めています。

(2) 町長等は、議長又は当該委員会の委員長長の許可を得て、議員の質問等に対して、論点を明確にするため、趣旨を確認する場合に限り、必要な範囲内で議員に質問することが出来ることを定めています。

**※一問一答方式**

一つの事項について議員が質疑、質問し、町長等の答弁を交互に行い、その後、次の事項の質疑、質問を行うという形式のひとつ。

**※答弁に必要な範囲内で議員に質問**

質問内容を聞きなおしたり、内容確認をするもので、議員の質問内容の根拠や考え、代わりの案などを質問するものではない。

(議会審議における論点情報の形成)

**第7条** 議会は、町長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

1、議会は、町長等が提案した政策案を審議する場合、論点や争点を明確にし、深く掘り下げて議論が出来るよう、町長等に政策案を提案までの過程等の適切な説明や資料の提出を求めることを定めています。従来から、町長等から議会に対し適切な資料等の提出及び説明がなされてきたところですが、これらの行為が今後も適切に対応されるよう要望も含め定めています。

(予算及び決算における政策説明)

**第8条** 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、詳細な施策別又は事業別の説明及び資料を町長等に求めることができる。

1、町長等に対して、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

**第9条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画等の重要な計画についての制定、廃止又は改正。ただし、軽微なものは除く。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関する事項

1、本条は、地方自治法第96条第1項において、条例を制定改廃すること等、15項目が定められています。また、同条第2項には、町の条例で定める事によって、この15項目以外の事項を議決できる事となっています。この規定に基づき条例で議会の議決すべきものを追加できることを定めています。

(1) 町の基本構想及び総合計画等の重要な計画について、議会の議決が必要であることを定めています。本号の重要な計画に該当するかどうかについては、〇〇〇委員会において判断することとなると思います。議決の対象とされるのは、本条例の施行期日（平成31年1月1日）以後に制定、廃止又は改正されるものからです。

(2) 従来からあった「糸田町議会の議決に付すべき事件に関する条例」を廃止して、基本条例に定めたものです。

## 第5章 自由討議の保障

(議会の討議)

**第10条** 議会は、言論の場であることを十分に認識し、会議等において議案等を審議又は審査し、結論を出すに当たっては、委員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 委員長は、委員の意見を聞き、自由討議を行うか否か、決定することができる。

1、議会は、言論の場であり、十分な議論を得て、最終的な結論を出していくことが基本原則です。そのために議員は、議員相互の自由な討議を尽くした上で意思決定を行っていくよう努めるとともに、様々な機会を通じ、町民に対する説明責任を果たさなければならないことを定めています。

2、自由討議は、委員会の運営も考え、委員の意見も聞きながら、委員長の権限で決定する事ができると定めています。

## 第6章 議会の災害対応

(災害時の体制の整備)

**第11条** 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、町民の生命、身体及び財産を保護し、並びに町民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、町長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

1、議会は、町民を代表する議事機関として、地震、豪雨その他の大規模災害等の緊急の事態が発生した場合には、町民の生命・身体・財産を保護し、生活の平穏を確保するため、総合的・機動的な活動が図られるよう、町長等と協力して、議会としての体制整備を図るべきことを定めています。

(災害時の議会の役割)

**第12条** 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、町民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

2 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、災害からの復興に向け、議員による協議、調整等を行うための組織を設置することができる。

3 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を

調査し、町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、町長又は国等に対し、提案、提言、要望等を行うものとする。

災害時における議会の役割について定めています。

- 1、町民の生活基盤の回復・整備等に必要な予算を迅速に定め、国、福岡県、関係機関等と連携して、復興に向けた積極的な役割を果たすよう取り組むべきことを定めています。
- 2、議長は、災害時において、議員による協議、調整等を行うための組織を設置することが出来ると定めています。
- 3、議会は、災害時においては、町内の被災状況を調査し、町民の意見・要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、町長や国、福岡県、関係機関等に対し、提案・提言・要望等を行うべきことを定めています。

(災害時の議員の役割)

**第13条** 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

- 2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

災害時における議員の役割について定めています。

- 1、災害時においては、議会の代表者である議長へ連絡し、議会としての体制整備などに資するため、自らの安否と所在を明らかにすべきことを定めています。
- 2、災害時においては、地域における被災者の安全確保、避難所への誘導、避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として、地域で町民が助け合い、支え合う「共助」の取組が円滑に行われるよう努めるべきことを定めています。

3、災害時においては、地域の被災状況や被災者の要望などの情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告すべきことを定めています。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努める。

1、議員の政策提言及び政策立案能力をはじめとする資質向上のため、議員研修等を充実強化するよう努めることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実、強化に努める。

1、議会の政策立案能力を向上させるためには、その活動を補助する議会事務局の調査及び法制機能の充実が不可欠であります。本会議や委員会等の議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の体制整備の充実に努めることを定めています。

(議会図書室の利用)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努める。

1、議会図書室は、地方自治法第100条第19項により設置が義務付けられているものです。議員の調査研究に資するため、各種図書等を整備し、充実に努めることを定めています。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、広報機能の充実のため、議員で構成する議会広報のための常任委員会を設置する。

2 議会は、多様な手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報広聴活動の充実に努める。

- 1、開かれた議会の更なる実現を目指し、広報機能充実のために議会広報常任委員会を設置することを定めています。
- 2、ホームページ等の様々な情報媒体を活用した情報提供とともに、広く意見を聴くことの活動を一体化して、広報広聴活動の充実に努めることを定めています。

## 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第18条 議員は、町民全体の代表者として負託を受けた責務を正しく認識し、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、糸田町政治倫理条例（平成10年条例第6号）で定める。

- 1、議員は、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して、町民の疑惑を招くことのないよう、高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚し行動することを定めています。
- 2、町民全体の代表者として、議員の責務を正しく認識し、別に定める「糸田町政治倫理条例」を遵守することを定めています。

### (議員定数)

第19条 議員の定数は、糸田町議会議員定数条例（昭和30年条例第1号。以下「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。

- 1、議員の定数は、別に条例で定めていることを規定している。
- 2、議員定数条例の改正議案を提出するにあたっては、色々な観点から総合的に判断し、明確な改正理由を付して、提出することを定めています。

(議員報酬)

**第20条** 議員の議員報酬は、糸田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第6号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、糸田町特別職報酬等審議会の意見を尊重し、議員報酬の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。

- 1、議員の報酬は、別に条例で定めていることを規定している。
- 2、議員報酬条例の改正議案を提出するにあたっては、総合的に判断し、「糸田町特別職報酬等審議会」の意見を十分尊重し、明確な改正理由を付して、提出することを定めています。

## 第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

**第21条** この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則その他規程等を制定、廃止又は改正してはならない。

- 1、この条例は、本町議会運営における最高規範であることを定め、この条例の規定に違反した議会条例や議会規則等の制定、改正、廃止をしてはならないことを定めています。

(見直し手続)

**第22条** 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、町民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

- 1、本町を取り巻く様々な状況の変化に適時・的確に対応するため、随時内容の検証を行い、必要があれば改正するなど適切な措置を講ずることを定めています。

## 第10章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

1、条例の施行に当って、第21条において規定している最高規範性という性質を踏まえ、本条例に関係する条例、規則、要綱及び申し合わせ事項などを本条例との整合性を重視しながら必要な事項を議会として別に定めて行くこととしています。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。  
(糸田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の廃止)
- 2 糸田町議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成28年条例第14号）は廃止する。

ここでは、この条例の施行期日（平成31年1月1日）を定めるとともに、「糸田町議会の議決に付すべき事件に関する条例」については、その規定内容がこの条例の第9条に引き継がれたため、廃止することを定めています。